

指導行政のポイント

“教育選択”の是非

菱村 幸彦

規制改革の一環として、学校選択制が拡がりつつあるが、もう一つ、「教育選択」の是非が課題となっている。教育選択とは、学校外教育を就学義務履行の選択肢として許容することを意味する。

欧米では学校外教育を容認

ここ数年、不登校は減少傾向にあるが、依然として、その数は小・中学校で 12 万人を超えており、不登校児童・生徒への対応は、義務教育制度の大きな課題であることに変わりはない。

平成 17 年 10 月に公表された中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」は、義務教育制度の見直しとして、「不登校等の児童生徒について、一定の要件のもとで、フリースクールなど学校外の教育施設での学修を就学義務の履行とみなすことのできる仕組み等について検討すること」(1 章 - (3)) を提言している。

この提言は、義務教育の履行を学校における教育に限定しないで、学校以外の教育施設における教育も含めて、親の教育選択を幅広く考えようという趣旨に立つ。

欧米では早くから学校外教育を義務教育とみなす仕組みを導入している。例えば、イギリスでは「1944 年教育法」で学校外の教育を義務教育とみなす“education otherwise”の制度を設けており、アメリカでは 1970 年代から、家庭での教育を義務教育とみなす“home schooling”制度を導入している。

わが国でも平成 4 年から、教育支援センター（適応指導教室）や民間のフリースクールへの通所を登校日数にカウントできる措置がとられている。教育選択の考え方は、これをさらに進め、就学義務の履行そのものとみなすことを求めているわけだ。

中教審では、現在、初等中等教育の諸制度をめぐる主な課題の一つとして、「学校外の教育施設での学修と就学義務の在り方」について検討を進めてい

る。中教審の審議では教育選択の是非について、意見が分かれているようだ。

学習権の保障か学校の補完か

まず、積極派の意見としては、不登校児の教育は、就学義務というアプローチでなく、教育を受ける権利（学習権）を保障するという観点から考えるべきだ。

フリースクールなど、学校外の教育施設における学習を就学義務履行と認めていくのが時代の要請だ。

小学校と同じくらい経費をかけている適応指導教室なら、原籍校とする対応をしてもいい。

などを挙げ、一方、慎重派の意見としては、学校外の教育は、学校に復帰することを前提とした補完教育であるべきだ。フリースクールは様々であり、一律に認めることは問題だ。

学校は、学級への復帰を目指して日々努力している。登校刺激がないと、不登校児への適切な教育はできない。

フリースクールのうちどれを認め、どれを認めないかを区別することは困難である。

などを指摘している。

これらの意見は、どのように集約されるのか。今後の成り行きが注目される。

じつは、教育選択にはもう一つ課題がある。それはインターナショナル・スクールの扱いである。現行制度では、国内のインターナショナル・スクールへの通学は、正規の就学義務の履修とみなされない。しかし、近年、より適切な教育を求めて、国内のインターナショナル・スクールを選択する親もいる。こうした親の教育選択を正式に認めるべきだという意見が強い。その是非も、中教審の検討課題となっている。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●最新刊！●好評発売中！

菱村 幸彦【編】

A5 判 220 頁・定価 2415 円

教育開発研究所刊

『管理職演習 学校の法律問題—こんなとき管理職としてどうするか』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24 時間受付・即日発送)